

**令和 7 年度 沖縄県立博物館・美術館 沖縄戦後 80 年
博物館特別展「戦災文化財」に係る写真募集等委託業務
仕様書**

1 業務名

令和 7 年度 沖縄県立博物館・美術館 沖縄戦後 80 年 博物館特別展「戦災文化財」に係る写真募集等委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3 事業目的

博物館特別展「戦災文化財」の関連催事として、沖縄の現代生活で今もなお感じられる沖縄戦の記憶や痕跡、継承等を県民の目線でとらえた写真を募集して展示・公開することで、“戦災文化財”を世代間で共有して沖縄戦の記憶を未来へつなげるとともに、これからの沖縄の姿を考える契機とする。

4 委託業務の概要

- (1) 「未来へ伝えたい“戦災文化財”」をテーマとした写真募集及び展示等業務
- (2) 事業完了報告書の作成及び成果物の納品

5 業務内容

- (1) 写真募集及び展示等業務

募集内容のテーマを「未来へ伝えたい“戦災文化財”」として、県と協議の上で応募規約・注意事項等を作成し、県と協力の上で募集を実施して、募集の受付や情報整理・管理を行う。応募された写真データを特別展で展示し、終了後は博物館常設展示で展示する。

ア 応募規約・注意事項等の作成

- ①募集内容のテーマを満たし、博物館特別展や博物館常設展での展示公開や今後の活用等を円滑に実施することができる内容とすること
- ②第三者等の権利を侵害しないこと、また被写体等関係者の承諾や未成年者の応募に係る保護者の承諾等、権利や許諾関係に留意した内容とすること
- ③その他、応募上の注意点等も含めた内容とすること

イ 写真募集に係る広報

- ①写真募集のポスター（A 1 縦サイズ、カラー片面）、チラシ（A 4 縦サイズ、おもて面カラー、うら面モノクロ）を製作すること（デザイン込み）。また、ポスターは 700 部以上、チラシは 4,000 部以上印刷し、配布枚数を県と協議の上、少なくとも以下の各所に配布すること。また、これ以外の部数は県に

納品すること

沖縄県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学・短期大学・
高等専門学校、沖縄県博物館協会加盟者（沖縄県内のみ）、沖縄県地域史
協議会加盟者 合計 650 カ所程度

②その他、有効な広報手段があれば経費に含めて、県と協議の上実施すること

ウ 応募受付及び情報整理・管理

①応募専用フォーム等を設定し、円滑な募集方法で応募を受け付けること。また県民からの問い合わせ等に対応できる体制を構築すること

②応募された写真と応募者に係る情報をデータ化して適切に整理すること

③個人情報の取扱は、契約書に記載する「個人情報取扱特記事項」に基づいて適正に管理すること

④その他、応募受付や情報整理・管理に必要な事項があれば経費に含めること

エ 展示業務

①博物館特別展展示

A. 県と協議の上、令和7年9月30日（火）に開幕する博物館特別展の展示会場で展示公開する応募写真のパネル等を作成すること。また、写真にはキャプションも付すること

B. 写真の大きさは原則としてA4もしくはA3サイズとし、少なくとも50枚程度の写真を展示すること

※対象写真は、応募写真の中から県が指定する。

C. なお、展示予定スペース（縦1800mm×横8000mm程度）に入らなかった写真は、モニターを利用したスライドショー等で展示公開すること

※放映機器は以下の当館所蔵機器を使用することができるが、それ以外に効果的な機器があれば、機器使用や搬出入に係る経費を含めること

・デジタルフォトフレーム（8型、DPF-D830）5台以内

・液晶カラーテレビ（24V型、AS-01F2401DTV）4台以内

・液晶カラーテレビ（32V型、LC-32E9）2台以内

・液晶カラーテレビ（70V型、LC-70XG35）1台以内

D. 展示設営作業は令和7年9月22日（月）～28日（日）の間の3日程度、展示撤収作業は令和7年12月1日（月）～5日（金）の間の1日程度で実施すること。具体的な日数や日程は県と協議の上で決定すること

②博物館常設展示室エピローグ展示

A. 博物館特別展での展示終了後、1階博物館常設展示室のエピローグ展示の展示替えを実施すること

※展示替えの対象写真は応募写真の中から県が80枚程度選定し、出力の大きさを指定する。

B. 既存の写真パネルの基盤に貼られた写真フィルムをはがし、基盤の大きさにあわせて写真を貼りなおすこと

※既存の写真パネル基盤のサイズと枚数

- ・横型① 幅 630mm×高さ 460mm 9 枚以内
- ・横型② 幅 300mm×高さ 215mm 54 枚以内
- ・縦型 幅 300mm×高さ 450mm 18 枚以内

C. 貼りなおし作業は、原則休館日（毎週月曜日、月曜が祝日の場合は翌火曜）に実施すること。日程は県と協議の上で決定すること

(2) 事業完了報告書の作成及び成果物の納品

ア. 本委託事業に係る事業完了報告書を作成し、1 部提出すること。なお、報告書の構成は受託者で行うこと

イ. 以下の成果物を納品すること

- A. 応募写真や応募者に係る情報のデータ一式
- B. 博物館特別展で展示公開した写真パネル等及びスライドショー等のデータ一式
- C. 博物館常設展示で展示公開した写真パネル等のデータ一式
- D. その他、上記（2）－イ－A～C以外で、県との協議の上必要となるもの

6 留意事項

- (1) 契約金額には、5 の業務内容に関する金額をすべて含めること
- (2) 受託者は、全作業を通じ担当職員と密に連携して、業務の進め方等について確認し、その指示に従うこと
- (3) 受託者は業務を履行するに当たって、業務全体の組織・連絡先・担当者を明記した体制図及び業務実施のスケジュールを提出すること。また、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制をとること
- (4) 本仕様書に明記されない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者がその都度協議して調整するものとする。
- (5) 本業務において、受託者は知り得た情報及び資料等について、発注者である県の承諾を得ず、第三者に公表・貸与・使用させてはならない。

※個人情報の取扱は、契約書に記載する「個人情報取扱特記事項」に基づいて適正に管理すること

7 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、委託業務の契約金額の 1 / 2 を超える業務の再委託があらかじめ予定されるものについては、個々の契約目的に応じた適切な割合（割合により難い場合は適切な金額）を設定出来るものとする。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の 50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

上記(1)(2)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときには、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。

なお、以下に定めるものを第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・資料の収集・整理 ・複写・印刷・製本 ・原稿・データの入力及び集計 ・その他、県が簡易と決定した業務 |
|--|

8 著作権

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに制作したものについて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。これは、受託者の従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用し、本業務終了後も効力を有する。
- (2) 本委託業務の実施に伴い発生した、著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に規定する権利（以下「著作権」という。）は沖縄県に帰属する。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合も一切の責任は、受託者が負うものとする。